

焼成りん肥に係る提出資料等の概要

1 公定規格の変更の概要

「焼成りん肥」は、昭和 31 年に、く溶性りん酸^{注1}のみを保証成分とする肥料として公定規格が設定された。

申し出者は、当該肥料について、く溶性りん酸以外の肥料成分の「アルカリ分^{注2}」について確認試験を行ったところ、アルカリ分を保証する「^{ようせい}焼成りん肥」等と同様の効果があることを確認したことから、アルカリ分を保証成分に追加することとする公定規格の改正について申し出た。

このことを受け、農林水産省は当該肥料の公定規格に、含有すべき主成分としてアルカリ分を追加し、その最小量を設定しようとするものである。

(1) 含有すべき主成分の最小量

現行の「く溶性りん酸 34.0%」に、「アルカリ分」を追加する。

なお、原料及び生産工程からアルカリ分の含有量は 40.0%以上であることから、品質が低下したものの生産を防止するために、含有すべき最小量は 40.0%とする。

(2) 含有を許される有害成分の最大量

現行のとおり、「く溶性りん酸の含有率 1.0%につきカドミウム 0.00015%」とする。

(3) その他の制限事項

現行のとおり、「212 マイクロメートルの網ふるいを 90%以上通過すること」とする。

2 肥料の概要

焼成りん肥は、普通肥料の「りん酸質肥料」に該当する。構成成分の主体は $2\text{CaNaPO}_4 \cdot \text{Ca}_3(\text{PO}_4)_2$ であり、く溶性りん酸 34~38%、石灰約 40%、けい酸約 10%を含む。主に加工りん酸肥料及び混合りん酸肥料の原料として用いられている。

3 原料及び製造方法

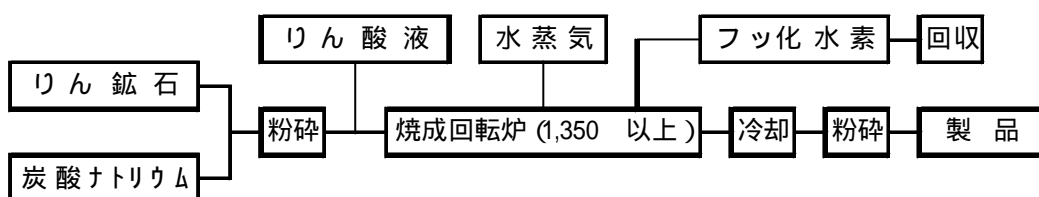
りん鉱石とアルカリ材である炭酸ナトリウムを一定割合で混合、粉碎し、少量のりん酸液を添加し粒状化した後、水蒸気雰囲気中で 1,350 以上で焼成^{注3}し、フッ素を揮散除去するとともにりん酸を植物に吸収可能な形にし、その焼塊を冷却、粉碎する。

注1 2%クエン酸水溶液に溶けるりん酸

注2 土壌の pH を高くする成分。土壌酸性矯正力を示す成分。

注3 焼成炉中で約 1,000 で加熱し、灰化すること。

図 製造の概要



4 施用方法例

(1) 土壤改良材の素材としての施用

焼成りん肥、けい酸加里肥料、苦土肥料をそれぞれ 1/3 ずつ混合して
100 ~ 3,000kg/10a (焼成りん肥として 33 ~ 1,000kg/10a)

(2) 単肥としての施用

果樹、野菜等の基肥として 30 ~ 60kg/10a